

**改正**

平成17年7月1日条例第31号  
平成18年12月21日条例第71号  
平成19年12月18日条例第77号  
平成20年3月19日条例第16号  
平成20年7月1日条例第44号  
平成20年12月19日条例第65号  
平成21年3月24日条例第10号  
平成21年7月7日条例第31号  
平成22年3月23日条例第17号  
平成23年12月21日条例第60号  
平成24年3月16日条例第19号  
平成24年7月2日条例第53号  
平成24年12月21日条例第105号  
平成25年9月30日条例第48号  
平成26年7月1日条例第39号  
平成26年10月7日条例第68号  
平成27年12月21日条例第64号  
平成31年3月27日条例第12号  
令和元年7月8日条例第42号  
令和元年12月26日条例第68号  
令和2年3月27日条例第11号  
令和2年12月25日条例第56号  
令和3年7月6日条例第32号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成8年新潟市条例第35号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するため、コミュニティ活動の中心的施設としてコミュニティセンターを設置し、及び地域に密着した施設としてコミュニティハウスを設置する。

(名称及び位置等)

**第2条** コミュニティセンターの名称、位置及び施設は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 コミュニティハウスの名称、位置及び施設は、別表第2に掲げるとおりとする。

(休館日)

**第3条** コミュニティセンター及びコミュニティハウス(以下「コミュニティセンター等」という。)の休館日は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(開館時間)

**第4条** コミュニティセンター等の開館時間は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

**第5条** コミュニティセンター等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の取止めの申出)

**第6条** コミュニティセンター等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、コミュニティセンター等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(利用の制限)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コミュニティセンター等の利用を許可しない。

- (1) コミュニティセンター等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) コミュニティセンター等の施設又は設備を汚損するおそれがあると認められる場合
- (3) 利用者が感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。)にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がコミュニティセンター等の管理上支障があると認める

場合

(許可の条件)

**第8条** 市長は、この条例の規定による許可にコミュニティセンター等の管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはコミュニティセンター等からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、コミュニティセンター等の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及びコミュニティセンター等の入場者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(指定管理者による管理)

**第10条** 市長は、コミュニティセンター等の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にコミュニティセンター等の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

**第11条** コミュニティセンター等の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請したもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものをコミュニティセンター等の指定管理者として指定するものとする。

- (1) コミュニティセンター等の平等利用が確保されること。
- (2) コミュニティセンター等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出させた事業計画書その他市長が別に定める

書類を審査し、被選考者がコミュニティセンター等の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

**第12条** 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - (2) 利用の許可に関する業務
  - (3) 許可の条件に関する業務
  - (4) 第9条の規定による退去等の命令に関する業務
  - (5) コミュニティセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (6) 第1条に規定する目的を達成するための事業の企画及び実施に関する業務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンター等の管理上市長が必要と認める業務
- (利用料金)

**第13条** コミュニティセンター等の利用者は、当該コミュニティセンター等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 飲酒を伴う利用をする場合の利用料金の額は、前項の規定により定める額に、2,000円以内で指定管理者が市長の承認を得て定める額を加算した額とすることができる。
- 4 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

**第14条** 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

**第15条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

**第16条** 第14条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

**第17条** 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を

退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

**第18条** 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(老人憩のフロアーに関する特例)

**第19条** 老人憩のフロアーの開館時間は、第4条本文の規定にかかわらず、午前9時から午後5時までとする。

2 老人憩のフロアーを利用することができるものの範囲については、新潟市老人憩の家の例による。

3 老人憩のフロアーの入浴施設の利用の許可を受けた者は、当該利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならないものとし、その額、免除及び還付については、新潟市老人憩の家の入浴施設の例による。

4 第13条第4項の規定は、前項の料金について準用する。

(その他)

**第20条** この条例に定めるもののほか、コミュニティセンター等の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例第4条の規定によりその管理を委託しているコミュニティセンター等の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条に規定する公の施設の管理に係る経過措置の期間が満了する日（以下「経過措置期間満了日」という。）までの間は、なお従前の例による。

3 編入日前の新津市の区域にあるコミュニティセンターの管理については、第8条の規定にかかわらず、経過措置期間満了日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第31号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則**（平成18年条例第71号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第77号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月19日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

**附 則**（平成20年条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）
- 2 新潟市白根地域生活センター、新潟市小杉地区コミュニティセンター及び新潟市二本木地区コミュニティセンターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

**附 則**（平成20年条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成21年新潟市規則第49号で同21年5月30日から施行）  
（準備行為）
- 2 新潟市東石山コミュニティハウスの指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

**附 則**（平成21年条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年条例第31号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市新関コミュニティセンターの指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

**附 則**（平成23年条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1新潟市臼井地域生活センターの項の改正規定（「新潟市南区臼井1194番地」を「新潟市南区臼井1193番地1」に改める部分に限る。）及び附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第9条、第13条から第16条まで及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後のコミュニティセンター及びコミュニティハウスの利用について適用する。

（準備行為）

- 3 新潟市山の下まちづくりセンター及び新潟市白山コミュニティハウスの指定管理者の指定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

- 4 利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第13条第2項及び第3項、第16条並びに別表第3の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 5 許可の取消し並びに利用料金の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第9条、第13条第1項及び第4項、第14条並びに第15条の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成24年条例第19号）

この条例中第7条第3号の改正規定及び同号を同条第4号とし、同条第2号の次に1号を加える改正規定は公布の日から、その他の規定は平成24年7月1日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。（平成25年新潟市規則第54号で同25年4月20日から施行）

（準備行為）

- 2 新潟市松野尾地域コミュニティセンターの指定管理者の指定、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年条例第105号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市新飯田地域生活センター、新潟市茨曾根地域生活センター、新潟市庄瀬地域生活センター、新潟市小林地域生活センター、新潟市臼井地域生活センター、新潟市大郷地域生活センター、新潟市鷺巻地域生活センター、新潟市根岸地域生活センター、新潟市大通地域生活センター、新潟市白根地域生活センター、新潟市小杉地区コミュニティセンター及び新潟市二本木地区コミュニティセンターの利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

- 3 新潟市木崎コミュニティセンター、新潟市岡方コミュニティセンター、新潟市長浦コミュニティセンター、新潟市早通コミュニティセンター、新潟市葛塚コミュニティセンター、新潟市石山南まちづくりセンター及び新潟市大形まちづくりセンターの指定管理者の指定、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年条例第39号）

（施行期日）



1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長が行う新潟市小須戸まちづくりセンター、新潟市西川地域コミュニティセンター、新潟市中之口地区コミュニティセンター及び新潟市角田地区コミュニティセンター（以下「新潟市小須戸まちづくりセンター等」という。）の利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市小須戸まちづくりセンター等の指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成26年条例第68号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長が行う新潟市亀田地区コミュニティセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市亀田地区コミュニティセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成27年条例第64号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長が行う新潟市内野まちづくりセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市内野まちづくりセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

**附 則**（平成31年3月27日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行す

る。（令和元年新潟市規則第40号で同元年7月16日から施行）ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市北部総合コミュニティセンターの指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し並びに利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為、利用者が行う利用の取止めの申出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和元年7月8日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（令和2年新潟市規則第31号で同2年4月1日から施行）

（準備行為）

- 2 市長が行う新潟市潟東地域コミュニティセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市潟東地域コミュニティセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

附 則（令和元年12月26日条例第68号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（令和2年新潟市規則第4号で同2年4月1日から施行）

（準備行為）

- 2 新潟市西コミュニティセンターの多目的ルームにかかる行為のうち、次の各号にかかる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

（1） 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し

（2） 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為

（3） 利用者が行う利用の取止めの申出

- (4) 前3号に関し必要な手続
- (5) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

**附 則** (令和2年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年5月9日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 新潟市二葉コミュニティハウスの多目的ホール3にかかる行為のうち、次に掲げる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。
  - (1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し
  - (2) 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為
  - (3) 利用者が行う利用の取止めの申出
  - (4) 前3号に関し必要な手続
  - (5) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

**附 則** (令和2年12月25日条例第56号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 新潟市シルバーピア石山の第3会議室及び和室にかかる行為のうち、次に掲げる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。
  - (1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し
  - (2) 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為
  - (3) 利用者が行う利用の取止めの申出
  - (4) 前3号に関し必要な手続
  - (5) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

**附 則** (令和3年7月6日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日  
(準備行為)

2 新潟市白根地域生活センターの多目的室にかかる行為のうち、次の各号にかかる行為については、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

(1) 指定管理者が行う利用の許可及び許可の取消し

(2) 指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為

(3) 利用者が行う利用の取止めの申出

(4) 前3号に関し必要な手続き

(5) 前各号に定めるもののほか、利用に関し必要な行為

3 市長が行う新潟市曾野木コミュニティセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市曾野木コミュニティセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	施設
新潟市木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山4丁目2番6号	集会室, 調理実習室, 老人憩のフロアー, 洋室, 和室, 大広間
新潟市北部総合コミュニティセンター	新潟市中央区稻荷町3511番地1	活動室, 和室, 大ホール, 小ホール, 音楽室, 調理室, 武道場, 体育館
新潟市坂井輪コミュニティセンター	新潟市西区小針西1丁目12番12号	多目的ホール, 調理実習室, 講座室, 和室, 小ホール
新潟市東新潟コミュニティセンター	新潟市中央区東万代町9番1号	会議室, 調理室, 和室, 茶室, コミュニティルーム, 交流スペース, 談話コーナー
新潟市シルバーピア石山	新潟市東区石山団地10番13号	会議室, 和室, 老人憩のフロアー, 機能訓練室, 相談室, 休憩室, 多目的ホール
新潟市西コミュニティセン	新潟市西区内野上新町	講座室, 和室, 調理実習室, 大ホール, 小

ター	11810番地	ホール, コミュニティルーム, 多目的ルーム
新潟市中地区コミュニティセンター	新潟市東区松和町15番8号	講座室, 会議室, 和室, 大ホール, 小ホール, 調理実習室, 視聴覚室, 茶室
新潟市駅南コミュニティセンター	新潟市中央区米山4丁目12番20号	講座室, 会議室, 和室, 大ホール, 小ホール, 調理実習室, 音楽室, 美術工作室, 育児学習室
新潟市北地区コミュニティセンター	新潟市北区名目所3丁目1129番地	講座室, 和室, 音楽練習室, 大ホール, 小ホール
新潟市荻川コミュニティセンター	新潟市秋葉区中野5丁目1番50号	会議室, 大会議室, 和室, 調理室, 研修室, 体育館, 陶芸室, 機能訓練室
新潟市小合地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区小戸下組22番地1	大ホール, 集会室, 和室, 会議室, 調理実習室
新潟市新飯田地域生活センター	新潟市南区新飯田1261番地1	和室, 集会室, 料理実習室
新潟市茨曽根地域生活センター	新潟市南区茨曽根3443番地	和室, 講堂, 会議室, 調理実習室
新潟市庄瀬地域生活センター	新潟市南区庄瀬6489番地	和室, 集会室, 調理実習室
新潟市小林地域生活センター	新潟市南区下木山613番地	和室, 研修室, 調理実習室
新潟市臼井地域生活センター	新潟市南区臼井1193番地1	和室, 集会室, 調理実習室
新潟市大郷地域生活センター	新潟市南区犬帰新田751番地6	和室, 集会室, 調理室
新潟市鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新田278番地1	和室, 集会室, 調理室
新潟市根岸地域生活センター	新潟市南区山崎興野290番地	和室, 集会室, 調理実習室

新潟市大通地域生活センター	新潟市南区大通南4丁目105番地	和室, 集会室, 多目的室, 調理室, ホール
新潟市白根地域生活センター	新潟市南区白根1136番地1	体育館, 調理室, 視聴覚室, 研修室, 食堂
新潟市木崎コミュニティセンター	新潟市北区木崎3227番地	ホールA, ホールB, 会議室, 調理室, 和室, 陶芸室
新潟市岡方コミュニティセンター	新潟市北区長戸呂4601番地	ホール, 調理室, 和室, 会議室
新潟市長浦コミュニティセンター	新潟市北区長場1834番地1	多目的ホール, 調理室, 会議室, 講座室, 和室
新潟市早通コミュニティセンター	新潟市北区早通37番地1	小会議室, 学習室, 講座室, 講堂, 調理実習室, 和室, 工作室
新潟市小杉地区コミュニティセンター	新潟市江南区小杉3丁目11番26号	調理実習室, 多目的ホール, 和室
新潟市二本木地区コミュニティセンター	新潟市江南区二本木3丁目2番50号	学習室, 会議室, 調理実習室
新潟市金津地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区古津597番地	大ホール, 中ホール, 調理室, 和室
新潟市新津本町地域コミュニティセンター	新潟市秋葉区新津本町1丁目2番39号	イベントホール, 多目的ホール, 研修室, 会議室, 和室
新潟市新関コミュニティセンター	新潟市秋葉区下新364番地1	大ホール, 会議室, 和室, 調理室
新潟市松野尾地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区松野尾2852番地3	多目的ホール, 会議室, 和室
新潟市葛塚コミュニティセンター	新潟市北区東栄町1丁目1番18号	多目的ホール, 教養文化室, 研修室, 談話室
新潟市小須戸まちづくりセンター	新潟市秋葉区小須戸120番地1	保育室, 研修室, 活動室, 和室, 多目的ホール, 会議室, 調理室
新潟市西川地域コミュニティ	新潟市西蒲区旗屋701番	会議室, 和室

イセンター	地 2	
新潟市中之口地区コミュニティセンター	新潟市西蒲区中之口626番地	ホール, 多目的室, 会議室
新潟市角田地区コミュニティセンター	新潟市西蒲区角田浜1815番地1	多目的ホール, 調理室, 会議室, 和室
新潟市亀田地区コミュニティセンター	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番3号	多目的ホール, 会議室, 調理実習室, 和室, 音楽研修室
新潟市内野まちづくりセンター	新潟市西区内野町413番地	交流スペース, ロビー, 学習室, 和室, 保育室, 研修室, 軽運動室, 音楽室, ホール
新潟市潟東地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区三方2番地	アリーナ1, アリーナ2, 会議室, 研修室, 中ホール, 小ホール, 調理室兼研修室

別表第2 (第2条関係)

名称	位置	施設
新潟市青山コミュニティハウス	新潟市西区青山6丁目16番20号	講座室, 会議室, 和室
新潟市白新コミュニティハウス	新潟市中央区白山浦2丁目180番地3	多目的ホール, 会議室, 和室, 調理実習室
新潟市関屋コミュニティハウス	新潟市中央区関屋田町4丁目566番地1	多目的ホール, 和室, 会議室, 調理実習室, 老人憩のフロアー
新潟市寄居コミュニティハウス	新潟市中央区西大畑町617番地	多目的ホール, 和室, 会議室, 茶室, 老人憩のフロアー
新潟市はなみずきコミュニティハウス	新潟市東区はなみずき1丁目15番12号	多目的ホール, 会議室, 和室, 工作室
新潟市五十嵐コミュニティハウス	新潟市西区上新栄町4丁目5番68号	多目的ホール, 和室, 会議室
新潟市上山コミュニティハウス	新潟市中央区網川原2丁目1番15号	多目的ホール, 洋室, 和室, 小会議室
新潟市二葉コミュニティハウス	新潟市中央区古町通13	多目的ホール, 会議室, 和室, 調理室

ウス	番町5148番地 2	
	新潟市中央区古町通13 番町2900番地 3	多目的ホール
新潟市下山コミュニティハ ウス	新潟市東区下山 1 丁目 121番地	多目的ホール, 工作室, 会議室, 和室, 調 理室
新潟市東石山コミュニティ ハウス	新潟市東区岡山149番地 6	多目的ホール, 会議室, 和室
新潟市山の下まちづくりセ ンター	新潟市東区古川町 4 番 12号	多目的ホール, 会議室
新潟市白山コミュニティハ ウス	新潟市中央区本町通 1 番町168番地 2	多目的ホール, 和室, 会議室, 小ホール
新潟市石山南まちづくりセ ンター	新潟市東区石山 2 丁目 2 番38号	ホール, 会議室, 和室
新潟市大形まちづくりセン ター	新潟市東区海老ヶ瀬615 番地 1	会議室, ホール, 集会室, 和室

別表第 3 (第 3 条, 第 4 条関係)

施設名	休館日	開館時間
新潟市木戸コミュニティセン ター	月曜日, 国民の祝日に関する法 律 (昭和23年法律第178号) に 規定する休日 (以下「休日」と いう。) 及び12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市北部総合コミュニティ センター	月曜日, 休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市坂井輪コミュニティセ ンター	月曜日, 休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市東新潟コミュニティセ ンター	月曜日, 休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市シルバーピア石山	月曜日, 休日及び12月29日から	午前9時から午後9時まで



	翌年1月3日まで	
新潟市西コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市中地区コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市駅南コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市北地区コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市荻川コミュニティセンター	月曜日及び12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市小合地区コミュニティセンター	月曜日及び12月29日から翌年 1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市新飯田地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市茨曽根地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市庄瀬地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市小林地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市臼井地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市大郷地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市鷺巻地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市根岸地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで

新潟市大通地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市白根地域生活センター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市木崎コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
新潟市岡方コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
新潟市長浦コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
新潟市早通コミュニティセンター	休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
新潟市小杉地区コミュニティセンター	月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、休日（月曜日及び月曜日から連続する休日を除く。）及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後10時まで
新潟市二本木地区コミュニティセンター	月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市金津地区コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市新津本町地域コミュニティセンター	毎月第2日曜日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市新関コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市松野尾地域コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで

新潟市葛塚コミュニティセンター	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
新潟市小須戸まちづくりセンター	毎月の第2木曜日及び第4木曜日並びに12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
新潟市西川地域コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市中之口地区コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市角田地区コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市亀田地区コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市内野まちづくりセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市潟東地域コミュニティセンター	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市青山コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市白新コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市関屋コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市寄居コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市はなみずきコミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市五十嵐コミュニティハ	月曜日、休日及び12月29日から	午前9時から午後9時まで

ウス	翌年1月3日まで	
新潟市上山コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市二葉コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市下山コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市東石山コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市山の下まちづくりセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市白山コミュニティハウス	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市石山南まちづくりセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで
新潟市大形まちづくりセンター	月曜日、休日及び12月29日から 翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで

**別表第4（第13条関係）**

1 新潟市木戸コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
集会室	1時間につき	400
調理実習室	1時間につき	450
洋室—1	1時間につき	300
洋室—2	1時間につき	300
和室—1	1時間につき	300
和室—2	1時間につき	300
大広間	1時間につき	300

2 新潟市北部総合コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
-----	----	-------------

活動室101	1時間につき	300
活動室201	1時間につき	300
活動室202	1時間につき	300
活動室203	1時間につき	300
活動室204	1時間につき	300
活動室301	1時間につき	300
活動室401	1時間につき	300
活動室402	1時間につき	300
和室302	1時間につき	300
和室303	1時間につき	300
和室403	1時間につき	300
和室404	1時間につき	300
大ホール205	1時間につき	800
大ホール206	1時間につき	800
大ホール304	1時間につき	800
大ホール405	1時間につき	800
小ホール207	1時間につき	400
小ホール501	1時間につき	400
音楽室	1時間につき	600
調理室	1時間につき	450
武道場	1時間につき	600
体育館	1時間につき	1,500

### 3 新潟市坂井輪コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1時間につき	800
調理実習室	1時間につき	600
講座室101	1時間につき	300
講座室102	1時間につき	300
講座室103	1時間につき	300

和室A	1時間につき	200
和室B	1時間につき	200
小ホールA	1時間につき	200
小ホールB	1時間につき	200

#### 4 新潟市東新潟コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
208会議室	1時間につき	300
205調理室	1時間につき	600
201和室	1時間につき	200
202和室	1時間につき	200
203和室	1時間につき	200
204茶室	1時間につき	300
206コミュニティルーム	1時間につき	300
207コミュニティルーム	1時間につき	400
交流スペース	1時間につき	600
談話コーナー	1時間につき	600

#### 5 新潟市シルバーピア石山

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
第1会議室	1時間につき	400
第2会議室	1時間につき	300
第3会議室	1時間につき	200
和室	1時間につき	200
機能訓練室	1時間につき	600
相談室	1時間につき	200
休憩室	1時間につき	300
第1多目的ホール	1時間につき	400
第2多目的ホール	1時間につき	400

#### 6 新潟市西コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
-----	----	-------------

講座室	1時間につき	300
和室1	1時間につき	300
和室2	1時間につき	300
和室3	1時間につき	300
調理実習室	1時間につき	450
大ホール	1時間につき	1,600
小ホール	1時間につき	800
コミュニティルーム	1時間につき	300
多目的ルーム	1時間につき	400

#### 7 新潟市中地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
講座室	1時間につき	300
会議室	1時間につき	300
和室 (A)	1時間につき	300
和室 (B)	1時間につき	300
大ホール	1時間につき	1,600
小ホール(1)	1時間につき	300
小ホール(2)	1時間につき	300
調理実習室	1時間につき	450
視聴覚室	1時間につき	300
茶室	1時間につき	300

#### 8 新潟市駅南コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
講座室	1時間につき	300
会議室	1時間につき	300
和室1	1時間につき	300
和室2	1時間につき	300
和室3	1時間につき	300
大ホール	1時間につき	1,600

小ホール	1時間につき	400
調理実習室	1時間につき	600
音楽室	1時間につき	600
美術工作室	1時間につき	600
育児学習室	1時間につき	600

9 新潟市北地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
講座室 1	1時間につき	300
講座室 2	1時間につき	300
和室 1	1時間につき	300
和室 2	1時間につき	300
音楽練習室	1時間につき	450
大ホール 1	1時間につき	800
大ホール 2	1時間につき	800
小ホール	1時間につき	400

10 新潟市荻川コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
会議室	1時間につき	200
大会議室	1時間につき	800
和室	1時間につき	400
和室 (分館)	1時間につき	200
調理室	1時間につき	450
第 1 研修室	1時間につき	400
第 2 研修室	1時間につき	300
第 3 研修室	1時間につき	300
体育館	スポーツ目的の利用 1時間 につき	1,500
	スポーツ以外の目的の利用 1時間につき	3,000



陶芸室	1時間につき	450
機能訓練室	1時間につき	600

11 新潟市小合地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
大ホール	1時間につき	1,600
集会室	1時間につき	800
和室A	1時間につき	200
和室B	1時間につき	200
第1会議室	1時間につき	200
調理実習室	1時間につき	300

12 新潟市新飯田地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	200
集会室	1時間につき	800
料理実習室	1時間につき	450

13 新潟市茨曾根地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	200
講堂	1時間につき	300
会議室	1時間につき	200
調理実習室	1時間につき	450

14 新潟市庄瀬地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
1階和室	1時間につき	200
2階和室	1時間につき	300
集会室	1時間につき	400
調理実習室	1時間につき	300

## 15 新潟市小林地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	200
研修室	1時間につき	400
調理実習室	1時間につき	300

## 16 新潟市臼井地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	200
集会室	1時間につき	400
調理実習室	1時間につき	450

## 17 新潟市大郷地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	200
集会室	1時間につき	800
調理室	1時間につき	300

## 18 新潟市鷺巻地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	200
集会室	1時間につき	800
調理室	1時間につき	300

## 19 新潟市根岸地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
1階和室	1時間につき	300
2階和室	1時間につき	300
集会室	1時間につき	800

調理実習室	1時間につき	300
-------	--------	-----

20 新潟市大通地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
和室	1時間につき	300
集会室	1時間につき	300
多目的室	1時間につき	400
調理室	1時間につき	450
ホール	1時間につき	800

21 新潟市白根地域生活センター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
体育館	スポーツ目的の利用 1時間 につき	1,500
	スポーツ以外の目的の利用 1時間につき	3,000
調理室	1時間につき	300
視聴覚室	1時間につき	400
第1研修室	1時間につき	300
第2研修室	1時間につき	200
第3研修室	1時間につき	300
第4研修室	1時間につき	200
第5研修室	1時間につき	400
食堂	1時間につき	450

22 新潟市木崎コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
ホールA	1時間につき	400
ホールB	1時間につき	400
会議室	1時間につき	300
調理室	1時間につき	450
和室	1時間につき	200

陶芸室	1時間につき	450
-----	--------	-----

23 新潟市岡方コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
ホール1	1時間につき	400
ホール2	1時間につき	300
調理室	1時間につき	450
和室1	1時間につき	200
和室2	1時間につき	200
会議室	1時間につき	300

24 新潟市長浦コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
多目的ホールA	1時間につき	400
多目的ホールB	1時間につき	400
調理室	1時間につき	450
会議室	1時間につき	300
講座室	1時間につき	200
和室1	1時間につき	200
和室2	1時間につき	200

25 新潟市早通コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
小会議室	1時間につき	200
学習室	1時間につき	300
講座室	1時間につき	200
講堂	1時間につき	800
調理実習室	1時間につき	450
和室	1時間につき	400
工作室	1時間につき	300

26 新潟市小杉地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
-----	----	-------------

調理実習室	1時間につき	300
多目的ホール	1時間につき	1,600
和室1	1時間につき	300
和室2	1時間につき	300

27 新潟市二本木地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
学習室	1時間につき	400
会議室1	1時間につき	200
会議室2	1時間につき	200
調理実習室	1時間につき	300

28 新潟市金津地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
大ホール	1時間につき	1,600
中ホール	1時間につき	800
調理室	1時間につき	300
和室A	1時間につき	300
和室B	1時間につき	300

29 新潟市新津本町地域コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
イベントホール	1時間につき	800
多目的ホール1	1時間につき	400
多目的ホール2	1時間につき	400
多目的ホール3	1時間につき	400
201研修室	1時間につき	200
202研修室	1時間につき	200
203研修室	1時間につき	300
204研修室	1時間につき	300
301研修室	1時間につき	300
302研修室	1時間につき	300

会議室 1	1 時間につき	200
会議室 2	1 時間につき	200
和室 1	1 時間につき	200
和室 2	1 時間につき	200

30 新潟市新関コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
大ホール	1 時間につき	800
会議室	1 時間につき	300
和室	1 時間につき	300
調理室	1 時間につき	300

31 新潟市松野尾地域コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール 1	1 時間につき	300
多目的ホール 2	1 時間につき	400
会議室 1	1 時間につき	200
会議室 2	1 時間につき	200
和室	1 時間につき	200

32 新潟市葛塚コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1 時間につき	800
教養文化室	1 時間につき	300
研修室 A	1 時間につき	300
研修室 B	1 時間につき	300
談話室	1 時間につき	200

33 新潟市小須戸まちづくりセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
保育室	1 時間につき	300
研修室 1	1 時間につき	300
研修室 2	1 時間につき	300

活動室 1	1 時間につき	200
活動室 2	1 時間につき	200
和室 1	1 時間につき	200
和室 2	1 時間につき	200
多目的ホール 1	1 時間につき	800
多目的ホール 2	1 時間につき	800
会議室 1	1 時間につき	300
会議室 2	1 時間につき	300
調理室	1 時間につき	450

34 新潟市西川地域コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
会議室	1 時間につき	200
和室 1	1 時間につき	200
和室 2	1 時間につき	200

35 新潟市中之口地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
ホール	1 時間につき	800
多目的室	1 時間につき	800
会議室 1	1 時間につき	300
会議室 2	1 時間につき	300
会議室 3	1 時間につき	200

36 新潟市角田地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1 時間につき	800
調理室	1 時間につき	450
会議室	1 時間につき	300
和室	1 時間につき	300

37 新潟市亀田地区コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
-----	----	--------------

多目的ホール 1	1 時間につき	400
多目的ホール 2	1 時間につき	400
会議室 1	1 時間につき	300
会議室 2	1 時間につき	400
会議室 3	1 時間につき	300
会議室 4	1 時間につき	300
調理実習室	1 時間につき	450
和室 1	1 時間につき	300
和室 2	1 時間につき	300
音楽研修室	1 時間につき	600

38 新潟市内野まちづくりセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
交流スペース	1 時間につき	600
ロビー	1 時間につき	450
学習室	1 時間につき	300
和室 1	1 時間につき	200
和室 2	1 時間につき	200
保育室	1 時間につき	600
研修室 1	1 時間につき	300
研修室 2	1 時間につき	300
研修室 3	1 時間につき	200
研修室 4	1 時間につき	200
研修室 5	1 時間につき	200
軽運動室	1 時間につき	600
音楽室	1 時間につき	450
ホール	1 時間につき	1,600

39 新潟市潟東地域コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
アリーナ 1	スポーツ目的の利用 1 時間	750



	につき	
	スポーツ以外の目的の利用 1時間につき	1,500
アリーナ2	スポーツ目的の利用 1時間 につき	750
	スポーツ以外の目的の利用 1時間につき	1,500
会議室	1時間につき	300
研修室	1時間につき	400
中ホール	1時間につき	800
小ホール	1時間につき	300
調理室兼研修室	1時間につき	300

#### 40 新潟市青山コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
講座室	1時間につき	400
会議室A	1時間につき	300
会議室B	1時間につき	200
和室A	1時間につき	200
和室B	1時間につき	200

#### 41 新潟市白新コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1時間につき	800
会議室	1時間につき	200
和室	1時間につき	300
調理実習室	1時間につき	450

#### 42 新潟市関屋コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1時間につき	400
和室A	1時間につき	200

和室B	1時間につき	200
会議室	1時間につき	200
調理実習室	1時間につき	300

43 新潟市寄居コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
多目的ホール	1時間につき	800
和室1	1時間につき	200
和室2	1時間につき	200
和室3	1時間につき	200
和室（柳の間）	1時間につき	200
和室（椿の間）	1時間につき	200
会議室1	1時間につき	200
会議室2	1時間につき	200
会議室3	1時間につき	200
茶室	1時間につき	300

44 新潟市はなみずきコミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
多目的ホール1	1時間につき	300
多目的ホール2	1時間につき	300
会議室	1時間につき	300
和室1	1時間につき	200
和室2	1時間につき	200
工作室	1時間につき	300

45 新潟市五十嵐コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
多目的ホール1	1時間につき	300
多目的ホール2	1時間につき	300
多目的ホール3	1時間につき	300
和室1	1時間につき	200

和室 2	1 時間につき	200
会議室	1 時間につき	200

46 新潟市上山コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール 1	1 時間につき	300
多目的ホール 2	1 時間につき	300
洋室 1	1 時間につき	200
洋室 2	1 時間につき	200
和室	1 時間につき	200
小会議室	1 時間につき	200

47 新潟市二葉コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール 1	1 時間につき	300
多目的ホール 2	1 時間につき	300
多目的ホール 3	1 時間につき	400
会議室	1 時間につき	300
和室	1 時間につき	200
調理室	1 時間につき	450

48 新潟市下山コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール 1	1 時間につき	300
多目的ホール 2	1 時間につき	300
工作室	1 時間につき	450
会議室 C	1 時間につき	300
和室 A	1 時間につき	200
和室 B	1 時間につき	200
調理室	1 時間につき	300

49 新潟市東石山コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
-----	----	--------------

多目的ホール 1	1 時間につき	300
多目的ホール 2	1 時間につき	300
会議室 1	1 時間につき	200
会議室 2	1 時間につき	200
会議室 3	1 時間につき	200
和室	1 時間につき	200

50 新潟市山の下まちづくりセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1 時間につき	400
会議室 1	1 時間につき	300
会議室 2	1 時間につき	300
会議室 3	1 時間につき	300

51 新潟市白山コミュニティハウス

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
多目的ホール	1 時間につき	400
和室	1 時間につき	300
会議室	1 時間につき	200
小ホール	1 時間につき	300

52 新潟市石山南まちづくりセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
ホール 1	1 時間につき	400
ホール 2	1 時間につき	300
会議室 1	1 時間につき	300
会議室 2	1 時間につき	200
会議室 3	1 時間につき	200
和室	1 時間につき	200

53 新潟市大形まちづくりセンター

施設名	単位	利用料金の上限額 (円)
会議室	1 時間につき	300

ホール	1時間につき	800
集会室	1時間につき	300
和室	1時間につき	300